

千葉県中小企業振興に向けた研究会設置要綱

（目的）

第1条 本研究会（以下「研究会」という。）は、中小企業の振興に関する基本的方針であるちば中小企業元気戦略の策定等にあたり、中小企業者その他関係者から幅広く意見を聴取し、県内の中小企業の振興施策の推進について総合的な調整を図ることを目的として設置する。

なお、研究会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された「附属機関」の性質を有しない。

（委員の職務）

第2条 研究会委員は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（1）ちば中小企業元気戦略の策定にあたり、専門的な立場から意見を述べること。

（2）ちば中小企業元気戦略の推進にあたり、主たる施策の実施状況等の検討を行うこと。

（3）その他、中小企業振興に関する施策等の調整に関すること。

（組織）

第3条 研究会は、別表の区分による委員17名以内をもって構成する。

2 研究会には、会長、副会長を置く。

3 会長は、委員の互選とし、研究会を総理する。

4 副会長は、会長が指名し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は就任の日から3年とする。ただし、必要に応じて1年ごとの任期延長ができるものとする。

2 委員の再任は妨げないものとし、在任期間は原則として通算10年までとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（開催）

第5条 研究会は、必要に応じて県が招集する。

2 研究会の議長は、会長をもって充てる。

3 県は、必要があると認めるときは、研究会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 研究会の事務局は、千葉県商工労働部経済政策課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、初回委員の任期は、第４条の規定に関わらず平成２５年３月３１日までとする。

附 則

改正後の要綱は、平成２９年２月１０日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和３年１０月１５日から施行する。

別表

中小企業者（１０名以内）
学識経験者（２名以内）
中小企業振興に関わる機関の担当者（５名以内）